

改正

平成23年8月19日告示第97号

平成26年3月31日告示第43号

平成30年4月1日告示第98号

平成30年6月20日告示第160号

平成31年3月27日告示第122号

令和3年4月1日告示第111号

令和4年3月29日告示第222号

いちき串木野市全国大会等出場補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、いちき串木野市の社会体育の普及推進と競技力の向上を図るため、スポーツ競技の全国大会又は九州大会（以下「全国大会等」という。）に出場する個人又は団体に対し、市長が予算の範囲内で交付する補助金（以下「補助金」という。）について、いちき串木野市補助金等交付規則（平成17年いちき串木野市規則第48号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助の対象大会)

第2条 補助の対象となる大会は、児童生徒又は社会人（大学生を含む。以下同じ。）が参加するアマチュアスポーツ大会で、かつ、都道府県教育委員会及び公益財団法人日本スポーツ協会並びにその傘下の団体が主催又は共催する全国大会等とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、この限りでない。

(補助対象者)

第3条 補助の対象者は、参加する大会の要項等に規定する出場資格者であって、かつ、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とする。

(1) 九州地区又は鹿児島県の代表若しくは鹿児島県選抜チームの一員として出場する個人又は団体

(2) 市内に居住又は市内の小学校、中学校若しくは高等学校に通学している児童及び生徒並びに社会人

2 前項に規定する団体にあつては、その種目別の競技人員にその団体の監督を加えた者とする。

3 第1項に該当する者であって、推薦又は自由参加により出場する者は補助対象者としな

(補助金の額)

第4条 補助金の額は、大会の区分により別表に定めるとおりとする。

2 当該年度内における同一の補助対象者への補助金の交付は、国際大会、全国大会、九州大会それぞれ1回限りとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 規則第3条に規定する交付申請書は、様式第1号によるものとし、添付すべき書類は、次のとおりとする。

(1) 出場大会関係書類

(2) その他市長が必要と認める書類

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、全国大会等が開催される日の前日までに市長に前項の書類を提出しなければならない。なお、申請受理以降の交付対象者の追加は認めない。

3 第3条第1項に規定する個人が18歳未満(18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。)である場合は、その保護者が補助金の交付を申請するものとする。

(補助金の交付の決定及び確定の通知)

第6条 規則第4条の補助金等の交付の決定通知書及び規則第14条の補助金等の額の確定通知書は、様式第2号によるものとする。

(補助金の交付)

第7条 規則第16条第1項に規定する補助金等交付請求書は、様式第3号によるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年8月19日告示第97号)

(施行期日)

1 この告示は、平成23年8月24日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現にこの告示による改正前のいちき串木野市各種団体等運営補助金交付要綱の別表に規定するいちき串木野市体育指導委員協議会は、いちき串木野市スポーツ推進委員協議会が設置されるまでの間は、改正後のいちき串木野市各種団体等運営補助金交付要綱の別表に規定するいちき串木野市スポーツ推進委員協議会とみなす。

附 則 (平成26年3月31日告示第43号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のいちき串木野市全国大会等出場補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (平成30年4月1日告示第98号)

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年6月20日告示第160号)

この要綱は、平成30年6月20日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日告示第122号)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年4月1日告示第111号)

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後のいちき串木野市全国大会等出場補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の補助金の交付申請に係る補助金について適用し、同日前の補助金の交付申請に係る補助金については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月29日告示第222号)

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

別表 (第4条関係)

大会の区分	社会人		小学生・中学生・高校生	
	1人当たりの額	団体上限額	1人当たりの額	団体上限額
国外で開催される国際大会	50,000円	600,000円	30,000円	360,000円
国内で開催される国際大会	15,000円	180,000円	8,000円	96,000円
全国大会	15,000円	180,000円	8,000円	96,000円

九州大会	8,000円	96,000円	5,000円	60,000円
鹿児島県内（離島を除く）で開催される国際大会・全国大会・九州大会	3,000円	36,000円	2,000円	24,000円
リモート等により開催される国際大会・全国大会・九州大会	3,000円	36,000円	2,000円	24,000円